

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成27年6月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成27年6月8日 午前10時00分 開議
- 3.平成27年6月8日 午後2時15分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 1 番 | 立石昭夫 | 2 番 | 竹原祐一 |
| 3 番 | 岩下礼治 | 4 番 | 谷崎利浩 |
| 5 番 | 園田浩文 | 6 番 | 菅敏徳 |
| 7 番 | 市原正 | 8 番 | 森元秀一 |
| 9 番 | 河崎徳雄 | 10 番 | 大倉幸也 |
| 11 番 | 湯浅正司 | 12 番 | 田中弘子 |
| 13 番 | 五嶋義行 | 14 番 | 高宮正行 |
| 15 番 | 古澤國義 | 16 番 | 阿南誠藏 |
| 17 番 | 古木孝宏 | 18 番 | 田中則次 |
| 19 番 | 井手明廣 | 20 番 | 藏原博敏 |

欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|--------|------|
| 市長 | 佐藤義興 | 副市長 | 宮川清喜 |
| 教育長 | 阿南誠一郎 | 総務部長 | 和田一彦 |
| 市民部長 | 佐藤菊男 | 経済部長 | 吉良玲二 |
| 土木部長 | 伊藤繁樹 | 教育部長 | 園田羊一 |
| 総務課長 | 高木洋 | 福祉課長 | 山口貴生 |
| 農政課長 | 本山英二 | 建設課長 | 阿部節生 |
| 税務課長 | 藤井栄治 | ほけん課長 | 藤田浩司 |
| 観光課長 | 市原巧 | 住環境課長 | 古閑政則 |
| 財政課長 | 宮崎隆 | 教育課長 | 日田勝也 |
| 市民課長 | 岩下まゆみ | 人権啓発課長 | 下村裕二 |
| まちづくり課長 | 佐伯寛文 | 水道課長 | 丸野雄司 |
| 阿蘇医療センター事務局長 | 井野孝文 | | |

- 8.職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 石寄寛二 | 議会事務局次長 | 本田良治 |
|--------|------|---------|------|

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分した平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分した平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分した平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分した平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 報告第 3 号 調整した平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- 日程第 8 報告第 4 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 5 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 10 報告第 6 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 7 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 8 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 13 報告第 9 号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 14 承認第 7 号 専決処分した平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 47 号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 48 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 49 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 50 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 51 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 52 号 阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 53 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

- 日程第 22 議案第 54 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
日程第 23 議案第 55 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
日程第 24 議案第 56 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
日程第 25 議案第 57 号 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
日程第 26 議案第 58 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 28 報告第 10 号 阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
日程第 29 報告第 11 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
日程第 30 報告第 12 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、そして執行部の皆さん、おはようございます。

いよいよ阿蘇市も梅雨入り宣言がなされまして、大雨等が降って災害が起こらないことを願っております。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 4 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議事に入ります前に、総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。発言の機会をお許しいただきまして、ありがとうございます。

このたびの口之永良部島での突然の爆発的噴火に際し、全島避難を余儀なくされておられます皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。長期間に渡る避難が想定される中、1 日も早く火山活動が沈静化し、島民の皆様方が口之永良部島に戻られる日が来られますことを願い、長期間保存可能な牛乳 960 本を支援物資として送付いたしましたので、御報告させていただきます。同じ活火山を抱えます阿蘇市といたしましても、今回の噴火は決して他人事ではなく、引き続き危機感を持って火山防災に努めてまいります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務部長の報告を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

お諮りいたします。日程第1、承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から、日程第6、承認第6号「専決処分した平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第1号から承認第6号までについては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第1 承認第1号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

議案集の1ページから38ページまでとなっております。

まず、提案理由でございますが、本件は地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。今回の阿蘇市税条例等の一部を改正する条例でございますが、まず第1条で、阿蘇市税条例の一部の改正、それから第2条で平成26年度に議決されております阿蘇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するというような内容となっております。

条例の内容の主な点でございますが、5点ございます。

まず1点目が、いわゆるマイナンバー制の導入に伴い、個人・法人の氏名または名称に加えて、個人番号、法人番号を記入すること等が必要になることに伴います改正でございます。

2点目が、ふるさと納税制度の手続きの簡略化に関する改正。

それから、3点目が軽自動車にグリーン化特例、これはエコカーになりますが、グリーン化特例制度が新設されたことに伴う改正でございます。

4点目が、軽自動車税の税率改正が行われておりますけれども、自動二輪につきまして税率の改正を1年延長するというような内容となっております。

それから、たばこ税の税率の特例というのが現在適用されているたばこがございまして、

これが廃止されるというような内容になっております。

内容につきまして、個別に御説明申し上げます。

議案集の 16 ページでございます。

まず、第 2 条、これは用語の改正になっておりますが、ここにありますように、「又は名称」という部分が、先ほど申しましたマイナンバー制導入に伴う改正に伴いまして「番号・法人番号等を記する」というようなことに改正になっております。

それから、その下の第 4 号納付書についても、同様マイナンバー制導入に伴う改正でございます。

それから、23 条につきましては、恒久的施設の引用が法人税法から地方税法のほうに変更になっております。そのための改正でございます。

それから、31 条につきましても同様に引用条文の変更ということで、17 ページにありますように資本金等の額の後に法人税法から法というふうになっておりますが、これは地方税法のことでございますが、根拠法令が変更になっております。

それから、17 ページの下段のほうの第 4 項でございますが、これは資本金等に関する読み替え規定を整備するものでございます。

それから、第 33 条、所得割額の課税標準というところでございますが、本年所得税における国外転出時の課税の創設というのがされております。これは、いわゆる金融商品、株等でございますが、それを海外に出ていくときに課税するというような所得税の改正が行われているわけでございますけれども、それについては、個人住民税についてはその計算方法は適用しないということが記入されているところでございます。

それから、第 36 条の 2、それから第 36 条の 3 の 3、それから下になります第 48 条、それから次のページの第 50 条、第 51 条、これにつきましても番号制の導入に伴います文言の改正ということになります。

それから、57 条、59 条につきましては、法改正に伴います法律番号のずれが生じておりますので、その点の改正になります。

それから、20 ページの一番下になりますが、第 63 条の 2、それからずっと続きますけれども、25 ページの第 149 条、ここまでの改正につきましては、番号法の導入に伴います規定の整備ということになっております。内容につきましては、減免申請等を行う場合には必要な条件として番号を記入するというようなことの改正でございます。

それから、25 ページをお願いいたします。附則の改正でございますが、第 4 条につきましては、法律の改正に伴いまして法律番号のずれが生じておりますので、その整備ということになります。

それから、26 ページ、第 7 条の 3 の 2 でございます。個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございますが、これは住宅ローン控除の期限の延長でございます。平成 39 年度までを平成 41 年度までというふうに延長しているところでございます。

それから、中段にございます第 9 条、これは新しく新設されたものでございますが、個人の市民税の寄附金控除額に関わる申告の特例等でございます。これは、ふるさと納税制度の

申告制度の変更に伴います改正でございます。ふるさと納税につきましては、これまでは必ず確定申告をしなければ寄附金控除の対象とはなりません。このたびの法の改正によりまして、給与所得者など、通常は確定申告が必要のない方につきましては、ふるさと納税と同時に申告特例通知書というのを寄附したところに送付を求めれば確定申告をしなくても寄附金控除が受けられるというふうな制度の改正及びその手続きについて定めたものでございます。

27 ページをお願いいたします。

次に、第 10 条の 2、ちょっと下段のほうになりますが、法附則第 15 条第 2 項第 1 項等の条例に定める割合というところがございますが、これは我が町特例という制度の追加でございます。この我が町特例という制度につきましては、平成 24 年度の税法の改正によりまして、これまでは国が一律に定めておりました地方税の特例措置につきまして、地方自治体が自主的に判断し条例で決定できるようにする仕組みでございまして、阿蘇市においてもこの条例を整備しているところでございます。

今回、3 点ほど追加しております。

まず第 6 項でございます。これは、都市再生特別措置法に基づきまして認定事業者が取得する公共施設等につきましては、固定資産税の税額を減額するという規定でございます。

それから、第 7 項、第 8 項につきましては、これも新設でございますが、津波防災地域づくり協定という法に基づく制度がございますが、これに基づきまして避難施設をつくった場合には税額、あるいは償却資産が減額されるというところがございます。

それから、第 9 号、10 号、11 号につきましては、法の改正に伴います条ずれが発生しておりますので、その訂正でございます。

それから、第 12 号、これが新設でございますが、サービス付き高齢者向け賃貸住宅を新築した場合には、3 分の 2 に軽減するという条例でございます。

それから、第 10 条の 3、これにつきましては、番号法導入に伴う規定の整理ということで、30 ページまで続いているところでございます。内容は、同じでございます。

それから 30 ページの下段のほうになりますが第 11 条、それから第 11 条の 2 につきましては、平成 27 年度に固定資産の評価替えが行われておりますが、それに対応いたしまして、これまで 24 年度から 26 年度ということに年度が設定されておりましたけれども、27 年度の評価替えに伴いまして 27 年度から 29 年度というふうに変更が行われているところでございます。

それから、31 ページ、中段になりますけれども、宅地等に対して課する平成 27 年度から 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例、第 12 条の規定でございますが、これも評価替えに伴います改正でございます。宅地、それから次の 33 ページになりますが、第 13 条に、これは農地の規定がございますが、同じ内容でございまして、固定資産税につきましては土地の負担調整率というのが設定してございます。この制度の適用についてをこれまで 26 年度までとなっておりましたのを評価替えに伴いまして 27 年度から 29 年度までの 3 年間、引き続き同様の内容で延長するという内容でございます。

次に、34 ページをお願いいたします。軽自動車税の税率の特例ということで、第 16 条が新たに新設されております。これは、先ほど申しましたグリーン化特例というものでございます。これが新しく制度化されたものでございます。いわゆる電気自動車、それから天然ガスの軽自動車、いずれも非常に燃費がいいわけですが、二酸化炭素を排出しないというようなところがございますが、これを購入された方につきましては、税額の 75%を減額するというような内容が第 1 項のほうに記載されております。この表の中の上から、ちょっと種類がわかりませんが、上から軽の三輪、それから営業用の軽、それから自家用の軽、その下が貨物の営業、それから一番下が貨物の自家用というふうな区分になりますが、通常は真ん中の欄の税額ですけれども、このグリーン化特例によって一番右側の金額に税金がなるといふようなところがございます。

第 2 項につきましては、同じグリーン化特例でございますけれども、32 年度基準のエネルギー消費効率というのが定めてございますが、その 1.2 倍、または 1.35 倍の効率が図られている軽自動車につきましては、同様に、一番上でいきますと 3,900 円を 2,000 円に減額するというような内容でございます。

それから、一番下にあります第 3 項につきましては、32 年度のエネルギー消費効率の基準どおりの場合には約 25%減額ということになっております。

それから、第 4 項につきましては、電気・天然ガス自動車については、13 年を超えますと税額が 2 割ほど重税になるというような制度になっておりますけれども、これはエコカーの買い換えを促進するための制度でございますが、これにつきましても 14 年に 1 年間延長するというような制度でございます。

それから、35 ページの中段、16 条の 2 でございます。これは、これまで市たばこ税の税率の特例という定めがございましたけれども、これは法の改正に伴い、この項を削除することによってございます。内容につきましては、旧三級品たばこというのがございます。ゴールデンバッド、わかば、エコー、しんせい、バイオレット、うるま、この 6 種類でございますが、これにつきましてはこれまで通常のたばこ税の半分しか課税がされておりました。これにつきましては廃止しまして、平成 31 年 4 月 1 日の課税分までに通常のほかのたばこ同様の税率に引き上げていくというような改正でございます。

このたばこ税には経過措置が取られておまして、現在、今の 6 品目につきましては 1 本当たり約 2.9 円地方たばこ税が付いておりますが、これが来年、28 年からは 3.4 円、29 年からは 3.9 円、それから 30 年の 4 月 1 日には 4.7 円、それから 31 年からはほかのたばこ同様に 6.1 円の税金が課税されるということになります。

それから、36 ページでございますが、第 22 条につきましては、番号制導入に伴います文言の整理でございます。

それから、36 ページの下段になります。第 2 条、阿蘇市税条例等の一部を改正する条例でございますが、これは税法の改正に伴います改正でございます。これは、平成 26 年度に一度議会の議決をしております条例の内容について変更するというようなものでございます。主に、法改正に伴います条文の整理という内容になっております。

37 ページをお願いいたします。

それから、施行期日でございますが、施行期日の前に、37 ページの一番下、軽自動車税の税に関する経過措置というのがございます。これは、いわゆる軽自動車税につきましては税率が改正されまして引き上げがされておりますが、二輪車ですね、いわゆる 120 cc から 250 までの二輪車につきましては、課税の税率の引き上げを 1 年間延長して、平成 27 年度までは現在のまま 3,600 円に据え置きますというような改正でございます。このことにつきまして、附則の第 1 条と第 4 条の中でそういった制度について整備がされているところでございます。

それから、第 6 条につきましては、先ほど申しました軽自動車のグリーン化特例が新設されたことに伴います条文の整理ということになっております。

戻っていただきまして 7 ページでございます。附則のほうで、施行期日が記述されております。この条例につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、各号の定める日から施行するということで、第 1 号につきましては自動二輪の課税の 1 年延長については公布の日ということになっております。それから、市民税に関するものにつきましては 28 年の 1 月 1 日、それから第 3 号ですね、一番下にありますが、これはたばこ税の規定でございます。これは 28 年の 4 月 1 日。それから、第 4 号につきましては番号法の改正の関係でございますが、これにつきましては番号法施行の日ということになっております。

非常に複雑でございますが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 上位法が変わっての訂正ですから、これはあると思うんですけども、内容的には大体これはいつ頃からわかっていた内容なのか。3 月 31 日に公布されて 4 月 1 日ですから、専決でやるということになるのかもしれませんが、前もってわかっている、準備して、3 月議会は 20 日までありましたので 3 月議会に上げて審議することはできなかったのか。例えばですね、今回の件でも委員会は省略されていますので深く議論はできないと思うんですが、そういったことをもうちょっと早めにはできなかったのかというのが一つ。

もう一つはですね、たばこ税についてですが、これも国が決めたことなんですけれども、意外とたばこ税が上がってから、しんせいとかエコーとかですね、そういったたばこに移った方が非常に多くおられます。それは庶民の楽しみとしてですね、第三のビールと一緒に、そっちに移った事情も国のほうはわかっていたらいいと思うんですが、例えばこの条例改正を市のほうが条例改正しなかったとしたら、市が受け取る税金の部分において、結果的に減免とかいう形になるのか。それとも、もう上位法で決まっているから絶対改訂しないといけないのか。

その 2 点について、ちょっとお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、専決処分の件でございます。今回の税法の改正につきましては、ここに1ページの提案理由に書いてありますけれども、平成27年3月31日に法が施行ということでございまして、基本的に法が施行されなければ次の段階には動けないというような手続き上の問題がございます。この内容につきましては、おっしゃいますように以前から内容につきましては十分国会の中でも審議されておりますし、私たちにも情報は流れてきておりましたけれども、実際、国会が法律を制定して、議決して、その後、公布されなければ地方としては動きようがないというような手続き上の問題がございますので、この公布日が3月31日と、施行が4月1日からやりなさいということでございますので、今御指摘のようにですね、委員会に付託とか、そういった通常の手続きができないところでございます。この点については、大変申し訳ないですけども御了承いただきたいなというところでございます。

それから、たばこ税でございますが、今回、先ほど申しました6品種につきまして、通常の普通のたばこと同じように約倍に引き上げられるということでございます。さっき申しましたのは、地方たばこ税の話でございまして、このほかにも国のたばこ税というのが同額でございまして、実際はその倍の額が税金として引き上げられるということになっております。阿蘇市だけ、例えば税率改正をやらなかったらどうなるのかというようなところでございますが、基本的にはたばこの小売額というのを定めておりますので、うちだけやらなければどうかというところはちょっと非常に難しいところでございまして、うちだけ安く売るということはなかなか難しいところかなと思っておりますので、これについてはやはり上位法が定められたように改正していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに発言がないようですので、承認第1号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第2 承認第2号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、承認第2号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(和田一彦君) ただ今議題としていただきました、承認第2号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

議案集の39ページから46ページということになっております。

まず、提案理由でございますが、本件は地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い緊急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、42ページからの新旧対照表により説明を申し上げます。今回の改正の主な内容につきましては、いわゆる国民健康保険税の課税限度額、年間の課税限度額が81万円から85万円に引き上げられております。

それから、第2点目が、いわゆる軽減世帯の所得を算定する計算方法が引き上げられておりまして、実質的には減税ということになっております。

内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第2条でございます。これが先ほど申しました課税の限度額の規定でございますが、国民健康保険税には三つの課税額がございます。まず、所得に基づきます基礎課税額、これにつきまして51万円から52万円に限度額が引き上げられております。

次に、第3項でございます。後期高齢者支援金等課税額、これにつきまして16万円から17万円に引き上げられております。

次に、第4項介護納付金課税額、これが14万円から16万円に限度額が引き上げられております。これらを合計しますと81万円から85万円に引き上げられるということになります。

それから、中段になりますが、第5条国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割でございますが、これにつきましては文言の訂正ということでございます。これまで「所得者」というふうになっておりましたけれども、「世帯所属者」というふうに変更でございます。

それから、43ページ、第21条徴収の特例につきましても文言の修正ということで、これまで「範囲内において定める額」というふうになっておりましたけれども、「範囲内において市長が定める額」というふうに変更しております。

それから、中段の第23条でございますが、国民健康保険税の減額というところでございます。これについては、軽減判定所得の限度額の変更ということでございます。まず、下の方になりますが、(2)でございます。第2号とありますが、これが5割軽減世帯に対する所得の計算の方法でございます。これまで同一世帯の所属者1人ついて24万5,000円を合計して判断基準としておりましたのを、1人当たりを26万円に引き上げております。

それから、次のページ、44ページ、第3号でございますが、これは2割軽減世帯の規定でございます。これまで世帯所属者「1人当たり45万円」としておりましたのを「1人当たり47万円」というふうに引き上げております。実質的には、対象が増えるということで減税ということになっておるところでございます。

次に、44ページから46ページにつきましては、これは法改正に伴います文言条文の整理とい

うことでございます。

41 ページに戻っていただきまして、この条例の施行期日は、平成 27 年の 4 月 1 日からということでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 減免の件なんですけれども、国保の。これは、基準減免額が上がっているという形なんですけれども、実際国保税も改訂され上がった状態なんですけど、その減免額の控除ですね、まだ上げることは可能なんでしょうか。

例えば 5 割負担で 24 万円から 26 万円になりましたよね。それを 28 万円に変えるとか、そういう形はいかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） いわゆる 5 割軽減、2 割軽減、いわゆる軽減世帯の算定基準を引き上げたらどうかということでございますが、基本的には法律に基づいてこういった額は定められております。できないことはないかと思っておりますけれども、結局その分は地元の行政が負担しなければならないというところになりますので、国はあくまでもこの基準に基づいて財政的な支援をしてくるんですけれども、それ以上にやった場合には、当然市がその額については自己負担ということになります。現在のところ、阿蘇市においてはですね、なかなかそこまで追加的に減税をするような余裕がないと、財政的に余裕がないというようなところでございますので、基本的には法の定めのとおりに行っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 3 月、年度末に減免の補助金という形で、たしか国のほうから補助金が下りている、国保会計には下りているはずなんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） こういった国の定めた減免制度に基づくものにつきましては、財政調整基金とか、そういう名目で国のほうから補助金が流れてまいります。今申しましたようにこれを上回る分につきましては、もうあくまでもその自治体の負担ということでございますので、それを上回るものについては現在のところ、ちょっと考えていないところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに発言がないようですので、なければ承認第 2 号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 先ほどから申していますけど、異議を申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、承認第2号の採決は起立によって行います。
本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第3 承認第3号 専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、承認第3号「専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました、別冊1になります。承認第3号「専決処分した平成26年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,999万6,000円を追加いたしまして、予算総額を181億8,635万5,000円といたしております。

10ページをお願いいたします。

歳入になりますが、一番上の款2 地方譲与税から、次のページ、11ページ、款8 自動車取得税交付金につきましては、交付金額が確定いたしましたので、調整して計上させていただいております。

11ページの下段になりますが、款10 地方交付税の特別交付税につきましては7億7,127万5,000円で金額が確定いたしましたので、今回5億1,627万5,000円増額で計上いたしております。なお、前年比4%の増額という形になっております。

12ページから15ページにつきましてはの国・県支出金関係は、各種事業費の確定に伴い、国・県支出金を調整して計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

16ページ、上から2段目です。款17 寄附金のASO環境共生基金寄附金につきましては、寄付金額が確定いたしましたので、228万円増額の659万円といたしております。

次の款18 繰入金金の財政調整基金繰入金につきましては、最終的に基金を取り崩す必要がなくなりましたので、全額減額という形にしております。

次に、一番下の段になりますが、款20 諸収入のASO田園空間博物館総合案内所施設納付金につきましては、年間売上げの増加に伴いまして589万2,000円増額の1,289万2,000円

という形で計上をさせていただいております。

17 ページをお願いいたします。

17 ページの市債です。この件につきましては、国・県支出金と同様、事業費が確定したことに伴います金額を調整して計上させていただいております。

19 ページをお願いいたします。これから歳出になりますが、歳出予算の全般的に各種事業費の確定に伴い、それぞれの予算額を調整して計上しておりますが、調整以外の部分を御説明いたします。

21 ページをお願いいたします。

21 ページの下段になりますが、款 4 衛生費、目 7 環境共生基金事業費の積立金につきましては、先ほどの寄付金の増額分を今回積み立てるものです。

24 ページをお願いいたします。

款 6 商工費になります。中段のちょっと下になりますが、目 2 商工振興費の子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業補助金につきましては、県補助金の増額がありましたので、その分を増額して計上しております。

次の目 6 田園空間博物館費の積立金につきましては、歳入の欄で御説明いたしました納付金の増額に伴いまして、その一部を増額して積み立てるものでございます。

28 ページをお願いいたします。

一番下の段になります。款 10 災害復旧費、目 1 河川等災害復旧費の工事請負費と補償費につきましては、下山川の災害応急工事費関係の減額という形になります。

以上、専決処分した平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） まず、交付税ですが、2 ページですね、64 億 6,300 万円、この金額が最終的な決定ということになるのでしょうか。

もう一つ、2 問目は雑収入の 16 ページと、先ほどの、田園空間博物館の収益が 580 万円増えています、基金にいつているのは 300 万円ぐらいですかね。この 580 万円増えた分をそのまま基金には入れられないのか。

その 2 点をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 交付税につきましては、ここに書いてあります金額で、普通交付税、それと特別交付税足した合計金額になります。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 二つ目の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

田園空間博物館の収益でございますけれども、平成 26 年度でございますが、総額 5 億 2,004 万 9,220 円が収益でございます。このうち展示販売収入といたしまして、4 億 7,582 万 5,810 円でございます。自主事業といたしまして、ソフトクリームでございますとか、部分の販売

収入といたしまして4,422万3,410円でございます。基本的に、阿蘇市への基本納付金でございますけれども、展示販売収入の3%というふうな基本協定の中の取り決めでございます。今、先ほども申し上げました4億7,582万5,810円の3%といたしまして1,427万4,774円というふうな形でございます。このうちJR阿蘇駅のトイレ清掃費の部分の委託料を差し引きまして、こちらのほうの委託料が138万2,000円でございますので、差し引きの1,289万2,774円が当該年度の基本納付金でございます。1,000円を切り捨てさせていただいている関係で1,289万2,000円というふうなことでございます。このうち、先ほど財政課長のほうから御説明ありましたとおり、500万円を当該年度の積立金というふうな形にいたしております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、承認第3号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第4号 専決処分した平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、承認第4号「専決処分した平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 承認第4号「専決処分した平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」御説明いたします。

本件につきましては、年度末の財源等の調整を要しましたため、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,338万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億8,515万8,000円といたしました。

詳細につきましては、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。国民健康保険税につきまして、保険税額の調定額が確定しましたので、合計で748万3,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金です。交付額の確定によりまして国庫支出金、国庫負担金2,283万円、続きまして国庫補助金でございます、5,081万5,000円を増額しております。

中段、療養給付費等交付金でございますけれども、1,590万7,000円を減額しております。

7ページをお願いいたします。

歳入合計5,338万8,000円を追加しております。

続きまして、8ページの歳出につきまして御説明申し上げます。

歳入の確定によりまして財源変更と保険給付費の確定に伴う予算減額を行っております。

中段の保険給付費でございます。療養諸費の合計で1億1,520万4,000円を減額し、次の高額療養費といたしまして3,387万2,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

9ページ、10ページにつきましては、実績によります過不足の調整及び財源変更によるものでございます。最後の予備費で財源調整をしております、予備費につきましては1億5,911万7,000円増額しております。

以上、説明いたしました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第5号 専決処分した平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算 について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、承認第5号「専決処分した平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 承認第5号「平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」御説明いたします。

本件につきましては、年度末の財源等の調整を要しましたため、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊3の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,402万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ30億7,249万7,000円といたしました。

詳細につきましては、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。保険料につきましては、調定額が確定しましたので、まず介護保険料ですが1,316万6,000円増額しております。

次に、2段目の国庫支出金ですが、こちらも交付額の確定によりまして国庫負担金を677万6,000円の増額と。

続きまして、国庫補助金につきましては782万5,000円を減額し、次の支払基金交付金につきまして4,990万1,000円を減額しております。

次のページですが、繰入金でございます。繰入金につきましては一般会計繰入金を1,624万6,000円減額しております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入の確定によりまして、財源変更と保険給付費の確定に伴い予算の減額を行っております。

主なものとして、まず2段目でございます。保険給付費につきましては、介護サービス等諸費を12,080万円、続きまして介護予防サービス等諸費につきまして811万4,000円、最後の段でございますが、高額介護サービス等費といたしまして572万5,000円。

次のページでございます。特定施設入所者介護サービス費といたしまして1,302万8,000円を減額しております。

最後、予備費で財源調整のため9,440万9,000円を増額しております。

以上、歳出合計といたしまして5,402万7,000円の減額といたしました。

以上で説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 一般会計からの繰入金が減額という形になっていますけれど、この分で正味減額額が、市のほうからの繰り入れをこの減額分5,400万円近く減っていますけど、実際この介護保険料の減を止めるために、この繰り入れを多くする形ではできなかったのかということを討議していただきたいと考えておりますけど。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君に申し上げます。今の御発言は質疑と思います。討論は、賛成討論か、反対討論かをおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番（竹原祐一君） すみません。一応、この予算案に対しては反対の立場から、市の補

助金、一般会計からの繰り入れをこの会計のほうに歳入をしていただきたいと、そういう形で反対の意見の立場で発言させていただきます。

○議長（藏原博敏君） この件につきましては異議がありますので、承認第5号の採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第6号 専決処分した平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第6、承認第6号「専決処分した平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 承認第6号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、年度末の財源等の調整を要しましたため、自治法地方の規定に基づき専決処分いたしました。従いましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊4の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ746万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億9,096万7,000円といたしました。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。後期高齢者医療保険料の調定額が確定しましたので、746万5,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入の保険料の減額分746万5,000円につきまして、後期高齢者医療交付連合納付金を減額しております。

歳出合計3億9,096万7,000円といたしました。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、承認第6号は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、11時10分から再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第7 報告第3号 調整した平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第7、報告第3号「調整した平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第3号「調整しました平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」御説明をさせていただきます。

別冊5を御覧ください。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

本補正予算は、第6号補正になります。第2条といたしまして、当初予算第3条で定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただいております。収益のうち医業外収益を798万4,000円増額し、5億4,419万3,000円、収益合計を18億3,383万4,000円です。

次に、支出のほうですが、医業費用を125万8,000円減額し、17億880万2,000円、特別損失を863万2,000円増額し、5億6,758万9,000円、予備費を61万円増額し、861万6,000円、計といたしまして費用額が23億3,411万9,000円としております。

次に、第3条で当初予算第4条で定めました資本的収入の予定額を次のとおり補正しております。収入のうち補助金を4,000万円増額し4,216万円、収入計も4,216万円でございます。

詳細は、7ページを御覧ください。

まず、医業外収益のうち3補助金でございますが、2つございます。まず上段の直営診療施設による健康管理事業でございますが、これにつきましては旧阿蘇中央病院のときから医療ソーシャルワーカーを受付に配置いたしまして、総合相談窓口を開設しておりますが、その経費につきましては国民健康保険調整交付金、保健事業分の助成対象になっております。平

成 26 年度実績によりまして交付確定が 424 万 4,000 円となりましたので、予算計上差額分の 67 万 1,000 円を増額させていただきました。

次に、へき地直営診療所運営費でございますが、これにつきましては新病院の開設及び波野診療所の統合に伴いまして、平成 25 年 12 月の定例市議会におきまして阿蘇市病院事業の設置に関する条例の制定を御承認いただきましたが、この条例の施行に伴い、平成 26 年 4 月から波野診療所が国民健康保険直営診療所になりましたので、国民健康保険へき地直営診療所の運営費につきまして、赤字が生じた場合に、その赤字が交付対象になり、国の定める基準額の 3 分の 2 といたしまして今回申請をいたしましたところ、731 万 3,000 円が特別調整交付金として交付決定になりましたので、今回計上させていただきました。

次に、支出のほうに移ります。8 ページを御覧ください。

まず、医業費用のうち給与費ですが、医師賃金、看護師賃金、事務員賃金をそれぞれ増額をさせていただいております。法定福利につきましては、額の確定に伴い 771 万 4,000 円の減額をさせていただきました。

このうち医師賃金につきましては、12 月議会においても追加補正をお願いしたところでございますが、さらにその後ですね、内視鏡検査の検査日を増やしたことによる非常勤ドクターの依頼、あるいは手術を行う際の麻酔科の依頼、それともう一つですね、常勤の先生が一人ちょっと体調不良になりまして短期入院をされましたので、そのときの宿日直の依頼を随時する必要がございます、追加といたしまして今回ここで計上させていただいております。

なお、給与費の節の組み替えをさせていただきました結果、給与費総額といたしましては 138 万 1,000 円の減額となっております。

次に、材料費ですが、こちらはトータルといたしまして 120 万円の増ですが、診療材料についてはですね、先ほど申し上げましたように手術とかを開始いたしました結果、ペースメーカーの埋め込みの費用など材料費に 649 万 2,000 円不足が生じましたが、検査室の費用の分が余剰が出るということで、これも相殺した結果、120 万円の追加負担を計上させていただいたところでございます。

次の 3 経費でございますが、トータルといたしまして 444 万 2,000 円を増額をさせていただきましたが、消耗備品費の 111 万 1,000 円につきましては、御承知のとおり中岳の噴火によります火山灰の影響によりまして、空調用の交換フィルターを追加で備えておかなければならないということで、ここで計上させていただいております。

なお、電気代は、精算した結果、こういった額で不足が生じたので、ここで追加をさせていただいたところでございます。

次の 4 番、減価償却費は△52 万円、3 特別損失のうち 2 その他特別損失は 863 万 2,000 円の追加補正をさせていただいておりますが、これは関連がございますので一緒に御説明をさせていただきます。

新病院の移転と企業会計の全部適用をした際にですね、固定資産システム更新をさせていただきました。それに伴い、見直しを行ったところ、御承知の節の中で増減が生じたの

で、今回ここで計上させていただいたところです。

なお、先ほど申し上げましたが、減価償却費と除却費の経理手順の見直しもここでしました結果、固定資産除却費を887万5,000円増額させていただいておりますが、これにつきましては減価償却がまだ終わっていない固定資産を廃棄する場合に、その終わっていない、いわゆる費用化されていない減価償却分の額を一括で計上することということで、ここで上げさせていただいております。

なお、予備費で調整をさせていただいております。

次に、9ページをお願いいたします。

これは資本的収入の収入のほうですが、補助金です。国保会計補助金といたしまして、特別調整交付金を4,000万円増額させていただきました。これにつきましては、直営診療施設の運営に係る特別に要した費用ということで、今回新病院の開院に伴いまして総合系医療情報システム、いわゆる電子カルテとか、オーダーリングシステム等を導入いたしました。それが特別に要した費用ということで補助対象になったということで4,000万円交付決定を受けましたので、設備に関する補助金ということで資本的収入のほうに計上させていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） まず、この数字はほぼ確定かどうか、お伺いをします。

18億円の収入に対して23億円の支出、5億6,000万円の損失が出ているということで、この中で、例えば一般会計からの繰入金は事業収入のほうに入っていると思いますので、この5億6,000万円は何で補填するのか。例えば、減価償却費は7,000万円ぐらいしかないので、その補填、先日、補正予算で3億円借入れも起こしたと思うんですが、それでも足りないものでどうやって補填していくか。

その2問、質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、今回のこれにつきましては、決算を前提とした調整ということで、ほぼ確定値ということで御理解いただければと思います。

それと、今、谷崎議員から御質問ありました26年度予算につきましては、当初予算の計上の際に御説明を申し上げているところでございますが、今回ですね、当初予算の時点で赤字予算として編成をさせていただいております。それについての説明といたしましては、会計基準の見直しがありまして、退職給付引当金、賞与引当金、法定福利費というのを計上しなければならぬということになりまして、支出が伴わない経費であれども、経費といたしまして予算書上に上げなければならぬということで、当初予算の時点で赤字予算として計上させていただいておりますが、さらにその差額が増大した要因といたしましては、診療棟解体に伴う固定資産除却費と解体撤去費を増額させていただきましたので、結果としまして今

御指摘があったとおり 5 億円ほど、いわゆる赤字という費用のほうが大きいという予算構成になっております。

なお、今お話がありましたが、ちょっと先ほど御説明が足りませんでした。減価償却費が 6,700 万円ですね。その他、特別損失の 5 億 6,468 万 9,000 円につきましては、いわゆる会計処理という形ですので、現金支出は伴わないというようなことをごさいます。3 月の議会で御承認いただきましたとおり、結果的に運営費補助というような形で一般会計のほうから 2 億 5,000 万円の繰り出し、繰り入れと、3 億円の貸し付けをいただきましたとおりでございますが、一応ですね、会計上についてはそれを充当して運用をさせていただいているということでございます。

26 年度の決算については、決算報告をさせていただく際に、また詳細に御報告差し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） では、ちなみに今出てきた引当金ですね、給与関係の、は大体総額いくらぐらいになるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 引当金関係につきましては、退職給付引当金が 2 億 6,000 万円、前年度給与関連費相当額の引当金が 5,500 万円、賞与引当金が 4,660 万円、法定福利費引当金が 910 万円ということで計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 3 号は、これで終了いたします。

日程第 8 報告第 4 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 8、報告第 4 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました、報告第 4 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明いたします。

議案集の 47 ページ、48 ページをお願いいたします。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

繰越総額は、調整した結果、23 件、8 億 8,565 万 1,000 円といたしております。

財源といたしましては、国・県の補助金が 3 億 526 万 5,000 円、市債、いわゆる起債です

ね、これが4億2,570万円、町村負担金が394万3,000円、雑入が360万円、それと繰り越しの一般財源が1億4,714万3,000円となっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第4号は、これで終了いたします。

日程第9 報告第5号 平成26年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、報告第5号「平成26年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました報告第5号になります。「平成26年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」御説明をいたします。

議案集の49ページ、50ページをお願いいたします。本件は、事故繰越に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

事業費といたしましては、農地の災害復旧工事でございますが、県の砂防工事の関係で工事に着手できなかったことから、事故繰越という形を取らせていただきました。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 私は、事故繰越を否定するものではありませんが、この公共事業というのは可能性が非常に高いということ、今回砂防工事で進入路ができなかったということではありますが、可能性が非常に高いということでもあります。

今後、明許費に入れるような考え、こういうものについて当初から入れておくような考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 当初から入れておくような考えは全くございません。あくまでもこういう不測の事態が発生したという形で、事故繰越という形を取らせていただきました。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第5号は、これで終了いたします。

日程第 10 報告第 6 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計継続費繰越計算書の報告について
○議長（藏原博敏君） 日程第 10、報告第 6 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計継続費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました報告第 6 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計継続費繰越計算書について」御説明をいたします。

議案集の 51 ページ、52 ページをお願いいたします。

本件は、継続費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき報告するものでございます。

内容といたしましては、一の宮中校区統合小学校建設事業でございまして、この事業は平成 26 年度、平成 27 年度の 2 カ年事業の継続事業という形になっております。その中で、平成 26 年度分の事業費の一部を繰り越すものでございます。繰越事業費といたしましては、4 億 4,050 万 2,000 円でございます。財源は国庫支出金 1 億 2,532 万 2,000 円、市債 2 億 9,940 万円、一般財源 1,578 万円といたしております。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 6 号は、これで終了いたします。

日程第 11 報告第 7 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、報告第 7 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、報告第 7 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

議案集の 53 ページ、54 ページをお願いいたします。

提案理由でございます。本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

54 ページでございます。

内容につきましては、下水道事業の処理場改築更新に伴うものを繰り越したものでございます。

内訳としましては、沈砂地関連等の工事費を 5,600 万円、それと最初沈殿地の詳細設計等

に係るものを330万円、計5,930万円繰り超したものでございます。

財源の内訳としましては、既収入、特定財源、これは受益者負担金等でございます、280万5,000円。それと国庫支出金が3,169万5,000円、その他とありますのは起債でございます、2,480万円でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 実際、この5,900万円、これは最初からこれだけ繰り越しをするという形はわかっていたんですか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。

5,930万円については、事業団の協定委託に基づく施工をしております。事業団での工事、それと委託費をおのおの入札いただきまして処理をするものでございますけれども、当初計画しておりましたものに加えまして、処理場の流入量の減少とか、そういうもので全体の機器等の大きさとかそういうのを見直す必要が出てきましたので、その分に時間を費やしました関係で遅れてそれを繰り越す事態になったということでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第7号は、これで報告を終わります。

日程第12 報告第8号 平成26年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第12、報告第8号「平成26年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） ただ今議題としていただきました報告第8号「平成26年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」説明をさせていただきます。

資料は、議案書の55、56ページでございます。

提案理由でございますが、本件は建設改良費の一部について年度内竣工が困難となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定により事業の繰り越しを行いましたので、同条第3項の規定に基づき繰越計算書を調整し、報告するものであります。

56ページで、繰越計算書について御説明を申し上げます。

款1の上水道事業資本的支出、項の建設改良費でございます、事業名は元気臨時交付金事業の古城地区の工事請負費と委託料分でございます。

繰越額の合計でございますが、2億2,046万9,796円を繰り越しいたしました。

繰り越しの理由でございますが、本工事、7つの校区に分けて発注をしておりました。この工事のほとんどについて掘削の際に岩や転石等が多く発生しましたために、その掘削に不測の日数を要したこと、また本工事区間は県が発注しています砂防工事や治山工事の関係車両が通行する路線と重なっておりまして、県と調整を図りながら施工はしたものの、迂回等もなく全面通行止めをしなければできない区間も多々ありまして、そういったところで不測の日数を要したところでございます。これが主な理由でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第8号は、これで報告を終わります。

日程第13 報告第9号 平成26年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第13、報告第9号「平成26年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました「報告第9号、平成26年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について」御説明させていただきます。

議案書57ページ、58ページをお開きください。

提案理由につきましては、本件は資本的支出予算に係る継続費が継続年度を終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、継続費精算報告書を調整し、報告をさせていただくものでございます。

詳細は、次の58ページを御覧ください。

表の見方といたしまして、まず全体計画の予算計上ですね、当初は24年度、25年度、2カ年の継続事業でございましたので、その2カ年で予算計上させていただいております。ただし、病院本体、外構、医師住宅の工期が延長になりましたので、工事費及び関連費を含めまして25年度内に支払い義務が生じなかったため、平成26年6月議会で25億2,809万円の予算繰り越しの御承認をいただき、支払いをさせていただきました。その実績がその上段の右側でございます。

その下段につきましては、全体計画と実績の比較ということで計上させていただいております。

まず、表の見方ですが、三角付いているやつは予算を下回った予算の範囲内、三角が付いてないやつは予算を上回った、予算よりも増額したというふうに見ていただきたいと思っております。

増減理由の内訳を御説明させていただきたいと思います。

まず、総額といたしましては49億8,188万5,000円の予算額に対しまして執行額は49億8,093万9,569円ということで、94万5,431円の予算上の余剰が生じております。

ただし、財源内訳につきましてはかなり増減がございまして、まず補助金なんですけど、6,885万1,000円の増。この増の内訳といたしましては、新病院建設につきましては阿蘇中央病院救急医療機能施設整備事業ということで県の補助金をいただいているところでございましたが、先ほどの補正予算の中でも説明しましたが、国保特別調整交付金の医療情報システムの導入に係る経費ということで4,000万円の補助をもらえるようになった。さらにはですね、当初予算作成時点ではなかなか補助対象になるかどうかということがあったんですけど、実績といたしまして補助金申請をしまして、がん診療連携拠点病院等病理診断設備整備補助金が1,456万円、阿蘇地域脳卒中リハビリテーション機能強化事業費補助金が1,000万円というようなことで、追加でいただいた補助金がございましたので、総額この6,885万1,000円の増になったということで御理解いただきたいと思います。

次に、2番の企業債ですが、これにつきましてはこういった補助金が増額でもらえることになりましたので、企業債、いわゆる借入金に関しましては、当然減額をさせていただいたということでございます。

次に、その他の主に市出資金と一般会計繰出金につきましては、ほぼ予定通りだったんですけど、建設改良に係るものといたしまして下水道負担金を追加で支払うことになりましたので、この分だけを増額させていただいたと。ただし、当然ですが下水道負担金ですので、市の下水道会計のほうに歳入に入っております。

ということで、最終的に損益勘定留保資金ということで増減調整をさせていただいたということですが、特定財源が増えたことによりまして、自主財源は3,419万431円の予算執行が少なくすんだということで、こういう内訳になっております。

以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 少し理解不足のところもあってあれなんですけど、その他のところなんですけれども、補助金はわかるとして、企業債はわかるとして、その他の今の説明いただいた部分はわかるんですけど、もともと中央病院が持っていた資産ですね、終わりのときでは11億円ぐらい資産計上されていたんですけど、建物とか入って、建物とかを壊していくのでそういったのは減っていくと思うんですけど、機械類、備品類とか、結構な金額が新しい病院に移っていると思います。そういったのはどこら辺りに数字として反映されているんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今御質問にお答えいたします。

これにつきましては、そもそもの建設に係る事業費の中で、いわゆる旧病院の中で使えるものは新病院に持っていても使うということでございますので、この継続費の精算に関し

ましては、純然たる建物と外構とその中の設備ですね、それを新規に新設するための事業費ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、今の質問は、これには関係ないけど、そういった資産は計上されているということにはなるんですね。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい。継続費の精算の中には含まれておりませんが、当然病院の事業会計の決算報告の中で資産的収支でございますので、当然その中には計上されております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第9号は、これで報告を終わります。

お諮りいたします。日程第14、承認第7号「専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議ないものと認めます。

よって、承認第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第14 承認第7号 専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第14、承認第7号「専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました、別冊6になります、承認第7号「専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,270万円を追加いたしまして、予算総額を169億7,292万2,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。

歳入になりますが、款15県支出金、目4農林水産業費県補助金の阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業費補助金2,270万円につきましては、平成26年度の3月補正予算でも計上しておりますが、平成27年度におきまして追加分として4月27日付けで熊本県のほうで補正予算が専決処分されましたので、これを受けまして県補助金として計上いたしております。

す。

次の18の繰入金につきましては、減債基金を財源調整として2,000万円増額いたしております。

5ページをお願いいたします。

歳出になりますが、一番上でございます。同じく歳入に関連いたしまして、目3農業振興費において阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業費補助金として4,540万円を計上いたしております。

なお、対象事業費は6,810万円になりますが、対象事業費の3分の1が県の補助、3分の1が市の補助、3分の1が自己負担という形になります。

以上、専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算につきまして、御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 農業振興費、県2,270万円、市が同じく2,270万円ですね。これ、一回質問しましたけれども、いろいろと機種は選定されているようでございますが、私は以前、ビニールの補助はないかというようなことをお願いしておきましたが、ビニールは入っていないようですが、今後ビニールの検討はされておりますか。質問します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

基本的には、26年度の補正で行いましたものと全く変わりません。通常の洗浄機、ブローア、タンク、その辺でございますが、今回、一部濾過器と軽量ホースという、洗浄に必要な部分については追加がありました。

そういうことで、被覆材については、本来要望はしてきたところでございますが、これについては県のほうは該当しないということで受けております。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） ほかの県では、ビニールなんかも補助対象になっておりますが、今後ぜひ県のほうにもお願いを申し上げますね、ぜひビニール等々の補助もお願いをしたいと思っておりますが、よろしく願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今回、県のほうが補正をしたのが事業費ベースで1億5,900万円の予算を確保して、補助金ベースで5,300万円ですが、阿蘇市においてはですね、今回この専決についてはまだ受け取りをする前段階ですので、大枠として上げさせていただきました。

結局最終的な受付をしましたところ、実績としては総額で3,300万円程度の申し込みがございましたので、約半分の事業費ということが実績になりました。

そういうことで、各町村、やはり県が思っていた以上に要望はなかったということですので、今後県のほうの予算枠がまだありますので、その中で要望はしていきたいというふうに

は思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 3月議会でも私の言葉、発しましたけれども、喉元過ぎれば熱さを忘れるんですね、農家の方々、事業対象者はもちろんですけども、JAあたりにこの利用運用規定ですね、これのお話はされましたか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） これは、JAのほうにその事業の推進をということでしょうか。もちろん、この事業についてはJAがとりまとめ、基本的には施設園芸ですのでとりまとめ。それから、路地については農政課のほうで地元の説明会等しながら把握をしてきたということで、もう既にJAのほうには事前に説明会も一緒に行きますし、もちろん事業の趣旨は十分わかった上ですね、せっかくの機会ですので、この機会に機械を導入ということで推進はしてまいりました。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） この事業の趣旨は、もう農家の方々もわかると思いますけれども、3分の1も市の財源がいるわけですね。そういうことで、農家の方がたはですね、これは放置するのが多いわけですね、今までの経過を見るとですね。ぜひ、本人はもちろんですけども、JAあたりにこの運用利用規定あたりを設けることということを強く言っていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい。機械の運用の部分で、ちょっと申し訳ありませんでした。これについては、先般も話を聞きまして、指導、農協には言っております。また今回もかなりの洗浄機の台数がありますので、せっかくの補助を受けて、また市の財源も使っておりますので、十分使っていただくように、また管理も十分していただくようにこちらからも再度お願いをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、承認第7号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。従って、承認第7号は承認することに決定いたしました。

資料の配布がありますので、しばらくお待ちください。

日程第 15 議案第 47 号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、議案第 47 号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第 47 号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案集の 59 ページ、60 ページとなります。

まず、大変申し訳ございませんけれども、ただ今正誤表が配布されていると思っておりますけれども、文字の訂正をお願いします。60 ページの参考資料の新旧対照表の中の下から 2 行目になります。条例番号が 139 号となっておりますが、これが 193 号の間違いです。変更後の数字ですね、139 号が 193 号になります。

それから、右側の旧のほうですけども 193 と書いてございますが、これが 139 ということでございます。

大変単純なミスで申し訳ございますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

本件は、行政財産の使用料の額の算定について、現状に即した算定を行うことができるよう条例の一部を改正するものでございます。

内容については、60 ページで御説明申し上げます。

市の行政財産につきましては、行政運営に支障のない場合には使用を許可することができるというふうになっておりまして、その際、使用料を徴収するというところでございます。その使用料を徴収する額を定めるのが、この行政財産使用料条例でございますが、この中に使用料の基準といたしまして、現在では土地につきましては坪当たり月額 1,000 円、それから建物につきましては坪当たり月額 1,050 円というふうに定めてございます。これは、阿蘇市全域で一律、建物についても木造であろうが、非木造であれば一律ということになっております。ただ、行政財産の種類によりましては、今の規定によりまして非常に社会通念上の不均衡が生じるような場合も発生してまいりますので、こういったことに対応できるように条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、但し書きの追加という形で条例の改正を行っております。ただし、同表の額に定めることが適当でないと認められるときは、市長はこれを別に定めることができるとしているところでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。あと2、3分ございますけれども、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 午後の会議は、1時から再開いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

○議長（藏原博敏君） ただ今から、午後の会議を開きます。

日程第 16 議案第 48 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 48 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第 48 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」御説明を申し上げたいと思います。

お手元の議案集の 61 ページ、62 ページになります。

本件は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 11 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、62 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第 7 条で、「法第 72 条の 4」とあるものを「法第 72 条の 5」に改正を行うものでございます。政令の改正に伴い、条文の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 49 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 17、議案第 49 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第 49 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」御説明申し上げたいと思います。

議案集の 63、64 ページでございます。

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成 27 年 4 月 10 日に公布され、同年 4 月 1 日から、大変申し訳ございませんが「施行」されることに伴いとありますが、「適用」のほうに訂正のほうをお願い申し上げたいと思います。適用されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、64 ページの新旧対照表でございますが、第 4 条第 2 項を新設するものでございます。

内容としましては、第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額負担に係る平成 27 年度から 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 2 万 8,080 円とするものでございます。

内容につきましては、政令の改正に伴い、新しく項が追加されたため、条例に新しく 1 項を加えるものでございますが、中身としましては介護保険の階層区分で第 1 段階、低所得者が現在 5 割の軽減率になっておりますが、これを 0.05 増やして、現在 10 分の 5 である軽減率を 10 分の 4.5、5%負担軽減をさらに図るものでございます。低所得者の介護保険料のさらなる軽減を図るため、介護保険料第 1 段階の保険料算出割合を引き下げるものでございます。

附則でございますが、施行期日は交付の日から施行で、経過措置としまして改正後の阿蘇市介護保険条例第 4 条第 2 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については適用しないということで、27 年度から 29 年度に関する部分の減額率の改正でございます。

よろしく御審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 50 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 18、議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

議案集の 65 ページから 94 ページになります。

まず、70 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、本件は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正す

るものでございます。

非常に中身が対照表を含めてボリュームがございますけれども、これにつきましては介護サービスの事業所、これにつきましては介護給付要介護の1から5の方が利用される事業所の基準等の改正を行うものでございます。

厚生労働省が定めます介護サービス等の基準につきましては、介護報酬の改正と併せて社会保障審議会介護給付分科会の審議を踏まえて、3年に一度の改正を行ってきております。平成27年度においても関係省令の改正が行われたために、本市におきましても、その改正に伴い条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行するものでございます。

地域密着型サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準を定めております条例は、厚生労働省令で定められた基準に従いまして定めております。このたび、厚生労働省令が改正されたことから、本市の条例の規定についても併せて改正し、平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、今回の条例改正の中身につきましては、先ほど申しました厚生労働省の省令の中で改正された内容を反映したものでございまして、阿蘇市独自の基準の改正はございません。

詳細な内容の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますので、御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 議案第50号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第19 議案第51号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第19、議案第51号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第51号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

議案集の95ページから105ページのほうになります。

まず、97ページのほうをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますけれども、本件は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改

正するものでございます。

改正の中身としましては、先ほど議案第 50 号で説明しましたように、この議案第 51 号は介護予防サービス要支援 1、2 の方を対象とする事業所の基準等を改正するものでございます。

議案第 50 号と一緒に、国の省令の改正に基づいて文言等の変更を行うものでございます。

よろしく御審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 52 号 阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 20、議案第 52 号「阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました議案第 52 号「阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」御説明をさせていただきます。

議案書 106 ページをお開けください。

まず提案理由ですが、本件は阿蘇医療センターにおける専門的知識を必要とする職について、国家資格における民間企業との格差を考慮し、必要な人材の確保を促進するため本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、107 ページの新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず、第 2 条といたしまして給与の種類に、第 3 項になりますが、初任給調整手当と地域手当を新設させていただきました。

第 15 条で初任給調整手当の内容、第 16 条で地域手当の内容と第 25 条以下につきましては、この 2 条を挿入したことによります繰り下がりの変更になります。

それでは、第 15 条の初任給調整手当の内容について御説明をしたいと思います。

第 15 条の第 1 項ですが、初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第 2 項で、前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との健康上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給するとしております。

この対象職種につきましては、薬剤師になります。常勤医師の確保も大変苦慮していたところですが、現在薬剤師の確保も非常に苦慮しております。欠員補充の困難性のところで御説明したいと思います。平成 25 年度ですね、3 名の常勤薬剤師がおりましたが、お一人定

年、26年度はお一人勸奨ということで、在職の薬剤師はお一人になりました。幸いにも本年4月1日に6年生大学の新卒の薬剤師が就職をしてくれましたので、現状お二人体制ということでやっておりますが、こと薬剤師の募集に関しましては、平成25年度から、もちろん定年はわかっておりましたので、募集といたしましては病院ホームページに掲載、県薬剤師会ホームページに掲載、ハローワークへ求人票の提出、各大学の求職説明会への参加、熊本大学、崇城大学、宮崎県延岡市にあります九州保健福祉大学に赴いております。各求人情報サイトへの登録及び掲載、有償でも仕方がないということで有料職業紹介への依頼もしておりますが、結果的に打診はあったものの、採用までは至ってないという現状でございます。

ちなみに参考までに申し上げますと、熊本県の薬剤師会が、当然、先ほど申し上げましたように当院もお願いしておりますが、ここに今、病院だけで県内66名、薬局で154名、その他が2名おりますが、合計で222名薬剤師の募集が出ていると、このような状況でございます。

次に、民間給与との格差ということにつきまして調べましたところ、当院の初任給の格付けは県内他の自治体病院と同じく、国家公務員に準じ、医療給料表の2を適用しているところでございますが、おしなべて民間も含めて病院の場合、初任給で月額20万円から25万円。それが調剤薬局になりますと初任給で月額22万円から30万円、ドラッグストアになりますと初任給で月額25万円から35万円ということで、かなりこういった民間給与との格差というのが現状として出ております。こういうことにつきまして、このままではいつまで経っても当院の場合も薬剤師の確保の厳しいものがございますので、今回ここで初任給調整手当として支給をさせていただくことによりまして、採用の便宜を図りたいということを考えております。

なお、月額この初任給調整手当の支給額に関しましては、国家公務員の人事院規則に準じまして採用開始月額5万300円からスタートいたしまして、勤務年数に応じ減額しながら25年間支給するというところで予定しております。

次に、地域手当、第16条でございますが、これにつきましては現状ですね、医師になりますが、支給を前提としたものではございません。ただですね、将来におきましていろんな形で当院の医師を各地に派遣しなければならない場合があります。いわゆる災害派遣を含めてですね。あとそれとですね、当院の医師の能力向上のために長期研修に赴いていただくこともあるやと思いますが、その際、今まで地域手当の支給はございませんでしたので、市の規定を準用いたしまして、それぞれの対象地域にそれぞれの地の規定の額に準じた形で支給するために今回ここで上程させていただいたということでございます。

以上で説明終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第21 議案第53号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 21、議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題とします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました別冊 7 になります。

議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）」につきまして御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6 億 4,912 万 9,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 176 億 2,205 万 1,000 円といたしております。

7 ページをお願いいたします。

歳入になりますが、中段の款 14 国庫支出金、目 2 民生費国庫補助金の臨時福祉給付金関係等の 5,041 万 8,000 円と、子育て世帯臨時特例給付金関係 1,179 万 6,000 円につきましては、一部交付額などの変更はありますが、昨年引き続き交付されるものでございます。

次に、8 ページの款 15 県支出金につきましては、歳出の欄で併せて説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

9 ページの中段ぐらいになります。款 16 財産収入につきましては、乙姫川上流域の、現在県が行っております砂防工事に伴います土地、それと立木の売り払い収入を今回計上しております。

11 ページをお願いいたします。

歳出になります。今回の補正予算、歳出につきましては、ほとんどが 4 月 1 日の人事異動に伴います給料、職員手当等、共済費につきまして、各費目間で調整をしております。その分で費目において増加した分、減額した分を調整して計上しておりますので、それ以外の分を御説明させていただきます。

少し飛びますが、16 ページをお願いいたします。

16 ページの一番下の目になります。款 3 民生費、目 15 臨時福祉給付金費と、18 ページの一番下になりますが、目 5 子育て世帯臨時特例給付金費につきましては、先ほど歳入の欄でも御説明いたしましたが、二つの項目とも全額国庫補助を財源といたしまして、事務費と、それと給付金を計上いたしております。

21 ページをお願いいたします。

農業費になります。款 5 農林水産業費、目 3 農業振興費の経営体育成支援事業補助金につきましては、農業機械等の導入費用補助といたしまして 1,215 万円を計上しております。

また、その次の段ですね、下の段ですが、生産総合事業費補助金につきましては、JA の集出荷施設建設に伴います補助といたしまして 5 億 5,435 万 8,000 円を計上いたしております。

なお、二つの事業とも全額県補助金を財源としておりますので、市の負担はございません。

次に、林業費です。

目2 林業振興費の負補交でございますが、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金につきましては、林業機械導入による補助金として451万4,000円を計上いたしております。

その下の段の熊本県木の駅プロジェクト推進事業補助金につきましては、木質バイオマスエネルギー等の利用に関しまして、九州バイオマスフォーラムに補助するものでございます。その費用として250万円を計上いたしております。

この2件につきましても、財源は全額県補助金でございますので、市の負担はございません。

23 ページをお願いいたします。

23 ページの一番上の段になります。款6 商工費になります。目9です。地域振興対策費の委託料でございます。阿蘇山麓多目的広場環境整備設計委託料100万円につきましては、いこいの村の前ですね、いわゆる林道高塚竹原線を挟みました前のところでございますが、ここに市有地がございます。その市有地を多目的広場として整備するための設計費を計上いたしております。

24 ページをお願いいたします。土木費になります。

目3 橋梁費の委託料で、その一番下になりますが、橋梁詳細設計業務委託料につきましては、茗ヶ原橋の架け替えに伴う設計費を今回増額して計上させていただいております。

25 ページをお願いいたします。消防費になります。

款8 消防費、その中の目3 災害対策費の負補交でございますが、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金につきましては、土砂災害危険住宅の移転を伴うものに対しまして、移転等に要する経費を補助するものでございます。財源につきましては、全額県補助金となります。

以上、一般会計補正予算（第2号）につきまして、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより議案第53号についての質疑を行います。本件につきましては御承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件につきましては、質疑に御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これより質疑を行います。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 21ページの大きな金のところをちょっとお尋ねしておきます。

農業振興費の中で、県の支出金が5億6,600万円。そのうち生産総合事業補助金5億5,000万円、これJAの集出荷施設というお話を聞きました。強い農業づくり交付金ということなんですが、金目が非常に大きいものですから、これ具体的にどういうものをするのか。

それと、もう一つ、ついでに、こういうものを県の補助金として支出金があった場合に、どこかの負担金があると思うんですが、市の財源が全くないものですからちょっと気になるところで、具体的に教えてもらえればありがたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、説明いたします。

21 ページの生産総合事業費補助金でございます。これにつきましては、選果場の建設ということで、ただ今役犬原にトマトの選果場がございます。これにつきましては、どうしても能力が 3,000 t の能力に対して今 4,000 を超えておるということで、非常に量が増えたということ。それから、あの施設自体がもう既に 30 年ぐらい経過して老朽化で雨漏りもしているということで、非常にその集出荷のほうに支障が出ていると。屋外で、野外で荷受けをして、出す部分についても、成果品も外に出したりとか、いろんな部分で品質の低下とか、出荷体制に支障がありますもんですから、そういったことの中で、今回、小野田地区、春牧農場の道反対にありますけど、JA の土地に新たにつくるということでございます。ただし、今回はトマトの施設が老朽化していますけど、最終的にはトマト、ミニトマト、それからいちご、キュウリ、4 品目の総合的な集出荷の施設ということで建設をさせていただくということでございます。

事業費については、まず建屋についてが約 6 億円程度の建物です。それから、選果の製造の機械等がございます。これについて 5 億 8,000 万円程度。それから、設計、いろんな管理料がありまして、総合計で事業費 13 億 2,900 万円の事業で行います。それに対して国の補助ということで 2 分の 1 補助ということで今回 JA のほうで建設をされるということでございます。

それから、負担の関係ですけど、もちろん負担については、建物については JA の財産ということですね。それから、中の設備については、各部会が利用料金の中で補っていくということでございます。

○議長（藏原博敏君） 19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、3 番議員がお尋ねになりますけれども、21 ページをお尋ねしたいと思います。

経営体育成事業の補助金が 1,200 万円出ておりますが、農業機械と言われましたけれども、機械の種類、補助率等々を教えてください。

それから、生産総合事業補助金について、今、課長のほうが言われました。私もトマト農家として、ぜひひとつ、これは県・国の事業であります、市のほうも少し応援をしていただきたい。これをよろしく願いをしておきたいと思えます。

それと、25 ページの消防費の中の土砂災害住宅移転促進事業というのがございますが、600 万円、これはどこか、どういうところを指定区域にしておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、21 ページの経営体育成支援事業補助金ということで、これは一般的には認定農業者等の補助金ということで、各個人に対する補助ですので、これは融資型といいまして、融資を受けながら、その融資の残について補助をするということ、国の補助でございますが、大体 10 分の 3 の補助でございます。

具体的な内容については、今回は約 7 名の方が採択になりました。主に、田植機、トラクターが主なものでございます。

それから、先ほどの選果場の件ですけれども、これにつきましては皆さん御存じのとおり、これまでアスパラとか、トマト、いろんな部分で選果の場合には農家の負担軽減ということで支援をしてきました。今回につきましては、もう御存じのように金額が大きいということで、非常にやはり将来的にその施設がずっと経営規模を確保できるのか、いろんな部分をこれまでずっとJAと協議をして、市としての意見を述べさせていただきました。支援につきましては、最終的な支援はまだいただいておりません、要望はですね。ただ、今までの事業の説明の中で、ぜひまたお願いしますという意向はあっておりますが、今のところまだ正式にあっていませんということで、この場では控えさせていただきますと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 予算書の25ページ、下の方になります。8の消防費、項の消防費、目の災害対策費、この中に今回熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金ということで600万円を予算計上させていただいております。600万円の内訳から申しますと、熊本県のこういった補助金がありまして、1件当たり300万円を上限ということが設定されておりますので、まだ何件出るかわかりませんが、予算としましては300万円掛ける2棟ということで600万円を今回予算計上させていただいております。

今後の状況に応じてですね、この件数が上下するかと思いますので、その際にはよろしくお願いをします。

対象となる住宅でありますけれども、熊本県のほうで土砂災害特別警戒区域、俗に言うレッドゾーンというやつですね、レッドゾーンを設けております。阿蘇市内にレッドゾーンが97カ所、今度また新しく防災マップを作り直しますけれども、防災マップの中に黄色に赤斜線が書いてある地区、ここにある住宅、賃貸の住宅を除きます、住宅が安全な場所に速やかに移転できるようにということで出てきている補助金になります。

土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンから区域指定のない所に出ることが条件でありますし、住宅の除去でありますとか、県内移転、これが条件になっております。

概算数えたところ、最高で150軒が対象になっておりますけれども、精査する中でですね、専用住宅でないとか、店舗とか、そういった部分は除いていくようになります。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わかりました。

21ページにもう一回質問いたします。

非常にこの5億5,000万円というのはトンネルでありまして、市からの助成は少しはあるかなと思っておりますが、非常に今農業も苦しくなりまして、米では生活ができないというふうなことで米の値段も毎年毎年下がっております。やはりハウス等々をやっつけていかなくても生活ができないというのが今の農家の現状であります。ぜひひとつ、市のほうもですね、国・県の事業じゃありませんが、少しでもトンネルじゃなくして、ぜひ要望をしておきたいと思っておりますので、副市長、よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 54 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 22、議案第 54 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきまして御説明いたします。

別冊 8 の 1 ページをお願いいたします。

本予算につきましては第 1 号補正でありまして、4 月の人事異動に伴い、人件費調整分を補正するものでございます。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 579 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 46 億 2,402 万 2,000 円といたしました。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。歳入につきましては、人件費分といたしまして繰入金の一般会計繰入金を 579 万 6,000 円を増額しております。

続きまして、歳出でございますが、併せて総務費のうち一般管理費の人件費分といたしまして 579 万 6,000 円を増額しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23 議案第 55 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 23、議案第 55 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 55 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」御説明申し上げます。

本予算につきましては第 1 号補正でありまして、介護保険制度改正と人事異動に伴う調整が必要となりましたことから補正するものでございます。

別紙 9 の 1 ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億8,121万9,000円といたしました。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。

まず、保険料につきまして、先ほどの議案第49号で提案させていただきました条例改正に基づくものでございます。第1号被保険者の方々の中でも所得の低い方々の保険料軽減分として600万円を減額しております。

続きまして、国庫支出金におきましては、制度改正に伴いまして必要となるシステム改修経費として国庫補助金100万円を計上しております。

次に、繰入金ですが、人件費調整と、先ほどのシステム改修に係る市負担分100万円、低所得者に対しましての繰入金として合計515万3,000円を併せて計上しております。

続きまして、歳出です。

6ページをお願いします。

総務費につきましては、一般管理費で人件費調整分、システム改修委託料、併せて31万6,000円を計上しております。

7ページをお願いします。

保険給付につきましては、保険料の軽減分と公費負担分といたしまして財源調整しております。

以上、主なものにつきまして御説明しました。御審議のほどをよろしく願います。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第24 議案第56号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第24、議案第56号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第56号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

別冊10の1ページをお願いいたします。

本予算につきましては、第1号補正であります。4月の人事異動に伴う人件費調整分を補正するものでございます。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億8,898万1,000円といたしました。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。人件費といたしまして、繰入金の一般会計繰入金を1万7,000円増額しております。

続きまして、歳出では総務費の一般管理費の人件費分として1万7,000円を増額しております。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

日程第25 議案第57号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第25、議案第57号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました、別冊11になります。議案第57号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

歳出になります。当初予算におきまして、上水道加入金を節12 役務費の手数料に計上しておりましたが、節19 負担金補助及び交付金での計上が費用の性質上好ましいことから、今回、組み替えを行っております。

なお、歳入歳出予算総額に変更はありません。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、議案第57号に対する質疑を終わります。

日程第26 議案第58号 平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第26、議案第58号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） ただ今議題としていただきました議案第58号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算書」につきまして説明をさせていただきます。

資料は、別冊の12でございます。

めくっていただいて5ページ、一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

1の収益的支出の款1上水道事業費の目の総経費でございます。給料以下の人件費につき

まして、今回 240 万円を補正増額としております。

それから、2 の簡易水道事業費でございます。目の総経費、手当等につきまして 30 万円の増額でございます、いずれも人件費調整に伴います補正でございます。

以上、合計を既定の予算額に 270 万円を補正増額といたしまして、合計で 4 億 8,267 万 1,000 円としたところでございます。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 27、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議ないものと認めます。よって、諮問第 1 号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藏原博敏君） 日程第 27、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして御説明を申し上げたいと思います。

議案集の 108 ページをお開きいただきたいと思います。

まず提案理由でございますが、本件は人権擁護委員の任期満了、平成 27 年 6 月 30 日に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

現在、阿蘇市には 9 名の人権擁護委員さんがおられ、今回は平成 24 年 7 月 1 日に任命されております 5 名の方が任期満了となりますので、新たに推薦するものでございます。

なお、法務局の人権擁護委員委嘱日は、年 4 回、1 月、4 月、7 月、10 月の各 1 日付けでございましたが、今年度から 4 月と 10 月の各 1 日付けと年 2 回の委嘱日となりました。この措置によりまして、現在の委員の任期は自動的に 9 月 30 日まで延長されることになりましたので、新しい委員さんの任期につきましては、10 月 1 日から平成 30 年の 9 月 30 日までの 3 年間となります。

議案集の 109 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

ここで、今回推薦をさせていただきます皆様の経歴等を載せておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず鎌倉善光様、池部眞智子様、家入絹代様、佐伯省五様の4名につきましては、現在も人権擁護員でありまして、人望も厚く、積極的に活動されておりますので、継続をお願いし、推薦するものでございます。

甲斐孝博氏につきましては、一の宮町在住の和田七男氏の退任に伴い、新たに推薦するものでございます。

甲斐孝博氏は、その職歴が人権擁護委員組織を司る法務省で昭和43年の入省から平成22年の退職まで法務事務官をされておりましたので、職務に精通しておられ、活躍も期待できますことから、適任と思われまして今回推薦するものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ないようですので、討論を終わります。

これより、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議ないものと認めます。従って、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第28 報告第10号 阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君） 日程第28、報告第10号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

経済部まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今議案としていただきました報告第10号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」御説明をしたいと思います。

本件につきましては、提案理由といたしまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、当公社の経営状況を説明する書類に対しまして御報告するものでございます。

主な内容につきましては、6月2日の議会全員協議会におきまして別冊13号に用いまして御説明をさせていただいたところでございます。

主なものにつきましては、本年につきましては阿蘇神社周辺の整備用地のみの案件でございまして、こちらのほうが来年1月をもちまして用地取得の償還が終了するというふうなことでございます。基本的に、平成17年に当用地を購入いたしまして10年を経過している関係上、長期保有財産という観点上、早急に処分する必要があるというふうなことでござい

して、当公社の将来に向けた議論、それから阿蘇市の将来に向けたそういった方向性を理事の皆様方と今後議論を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 書類の内容について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 29 報告第 11 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君） 日程第 29、報告第 11 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

なお、この件につきましては全協で説明がありましたけれども、発言には支障はありませんので、質疑のある方は発言をお願いいたします。

総務部総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました報告第 11 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」御説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、経営状況として説明するものであります。

まず、お配りをいたしております別冊 14 になります。御覧いただきたいと思っております。

まず、株式会社 A S O ワークネットにつきましては、平成 19 年 11 月に設立をされた会社であります。平成 20 年 1 月から事業を開始しまして、今期が第 8 期目の決算となっております。資本金につきましては、市が全額出資する株式会社でありまして、資本金 1,000 万円となっております。

主な事業につきましては、市の請負事業と指定管理事業というふうに分かれております。

市の請負事業としまして 4 つほど上がっております。

まず、阿蘇山上公園道路の受託分と夢の湯関係、小中学校のスクールバスの受託、本庁舎の宿日直事業、それぞれの会計の詳細につきましては、資料の 10 ページのほうの表、上の段のほうに阿蘇山上公園道路の分から本庁舎の日直の分まで書いてあるかと思っております。

なお、平成 25 年度までは阿蘇給食センター並びに波野福祉バスの事業も受託いたしましたけれども、平成 26 年度からは、この二つの事業については受託を行っておりません。

指定管理事業としまして、熊本県の施設でありますみんなの森、これにつきまして指定管理を受けております。市の施設としまして 5 つの施設、農村環境改善センター、阿蘇体育館、アピカ、一の宮就業改善センター、内牧のファミリーパークという形で受託を行っております。

2 ページを御覧いただきたいと思っております。

中段あたりに表があるかと思っております。第 8 期の決算といたしまして、請負事業につきまし

ては収入から支出を引きました収支としまして 170 万 6,227 円、指定管理事業ということで収入から支出を差し引きました△272 万 8,996 円と管理分と合わせまして合計で 9 万 7,748 円のマイナスとなっております。これから減価償却費を除きました単年度の利潤としましては△11 万 2,686 円となっております。

昨年度、25 年の決算がマイナスでありまして 220 万 6,990 円ありましたけれども、今回まだマイナスではありますけれども、200 万円近くは改善されたというふうに認識をいたしております。

純資産といたしまして 1,601 万 9,747 円となってきております。

3 ページ、従業員の状況を概略説明してまいりたいと思います。全員協議会の中でもお話がありました、数的なものをここで報告させていただきたいと思います。正社員が 6 名、契約社員、この契約社員は 1 年更新になっております、65 歳までということで 33 名、臨時職員の方、この方、70 歳までは更新可能ということで 21 名、合計の 60 名になってきております。年齢的には、60 歳以上の方が 17 名、65 歳以上の方が 16 名というふうなことであります。

あと、財務諸表の詳細につきましては 5 ページ以降に記してありますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 書類の内容について、質疑はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 経営状況については説明のとおりでいいと思いますが、11 ページの監査報告の中に、職員の福利厚生の実を考慮していただく必要があるのではという文言が入っておりますが、これについて、担当課はどのように考えておりますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 11 ページの監査報告書の付記の欄に、職員の福利厚生の実も考慮していただく必要があるということが記されております。

詳細をちょっとワークネットのほうから聞きまして、どういった質疑があったのか、それを見極めた上で改善できる部分は改善してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 10 ページの委託事業の中のスクールバスの事業のことなんですが、学校から保護者に対する説明の中で、スクールバスの管理運営がワークネットのほうに異動したので、教育委員会としてはいろいろ要望に応えられない。例えば、コース変更、あるいは時間帯、あるいは部活での活用、そういったことについて教育委員会、学校のほうでは対応できないというふうに保護者が説明を受けているみたいなんですけれども、これは委託になっているので基本的に管理は教育委員会で、決定権は教育委員会にあるということでしょうか。そこら辺りの詳しい契約状況について説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今の御質問に答えさせていただきたいと思います。

スクールバスの管理自体ではですね、教育委員会で行いますけれども、運行管理を校長先生のほうにお願いをして、実質のスクールバスの運行についてA S Oワークネット株式会社のほうに委託をしていると。

議員お尋ねの、基本的に業務委託をするにあたって、登下校がまず一番です。それから、次に契約内容としましては、総合学習とかですね、学校行事関係の契約がありますけれども、それから部活動につきましては郡市の中体連とかですね、そういう部分に制限があるところがあります。通常の対外試合に行きたいから、はい、使いたいというわけにはいきません。通常の、まず民間業者との、営業しているバスとの絡みがあるんですけども、白タク行為になるような行為はできないということがありますので、それについては学校行事に制約される部分があるということを御理解お願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、ワークネットさんがいろいろ決めているわけじゃなくて、学校のほうで決めているということですね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 委託契約の中身についてですね、基本的には教育委員会から決めております。ですから、うちのほうで学校長に、例えば早朝の1便、2便については学校長がこちらの方と協議して早朝の1便、2便の時間帯を決めたりですね、運行に関しては学校長が運行できるように管理をお願いしております。契約内容に基づく制約範囲がありますので、その業務の範囲を実際運行しますのはワークネットのほうにお願いをしているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第30 報告第12号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君） 日程第30、報告第12号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました報告第12号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」御説明を申し上げます。

別冊15を御覧いただきたいと思います。

一部記載の内容に訂正がありますので、この場をお借りしまして訂正申し上げたいと思います。なお、決算の額等については、変更はあっておりませんのでお願い申し上げます。

まず1ページ目の1の総括事項、この中の4行目に「2,200」を超えと書いてありますが「2,300」名のほうに訂正をお願いします。

4 ページをお願いします。4 ページ目に財務諸表がずっと書いてありますけれども、下から7つの行、表を丸々削除をお願いを申し上げます。上の方と重複をいたしておりますので、財務諸表の下7行を財務活動支出計から次期繰越収支差額、この分の削除をお願いします。決算額については、一切変更はありませんので、お詫びを申し上げたいと思います。

それでは、事業報告に移らせていただきます。

一般財団法人阿蘇テレワークセンターにつきましては、平成24年4月1日の設立になります。今回、第3回目、第3期の決算を迎えることになっております。市が出資する団体でありまして、出資額が3,000万円となっております。

27年3月末の従業員数でありますけれども、正社員が8名、契約社員、1年契約の方が1名、ワーカーさんということで臨時の方が19名になってきております。なお、平成10年から事務所を西湯浦のテレワークセンターのほうに設けておりましたけれども、平成27年の5月7日以降はですね、阿蘇草原保全活動センター、草原情報館ということで、地域の皆様方が利用しやすい場所に引っ越しをしてきております。

めくっていただきまして、事業の内容を説明させていただきたいと思います。

2の事業内容、自主事業としまして、ここに3つ上がっております。ITサポート事業、地域システム管理事業、地域コンテンツ事業、いろいろ書いてありますけれども、詳細につきましては、まずITサポート事業、どういった事業かと申しますと、個人でありますとか、地域の方、学校、企業等のIT関係のサポート、新しくパソコンを買ったけれども接続の仕方がわからんとかですね、インターネットにつながらんとか、プリンターが言うこときかんとか、そういった分につきましては、まず電話でありますとか、メール、ときには訪問、ときには品物の持ち込みですね、そういった形でサポートを行っております。地域システム管理事業、これにつきましては市役所でありますとか、市内の各事業所のシステムの管理を行っております。阿蘇市でいいますと、警報がかかったり火事のとくに来る安心メールですね、ああいった分のメンテナンスとか、サーバーの管理をお願いしておりますし、市の職員の登庁・退庁、休み、そういった分の勤怠管理、こういった部分をやっております。

併せまして、各企業等のネットワークの管理でありますとか、各種ウィルス対策、そういった分まで現在行っております。

地域コンテンツ事業としましては、ホームページの管理ですね、現在、40前後の団体、企業、会社等のホームページをつくって管理を行っております。また、インターネット放送局辺りの業務もこの中でやっております。DVDの作成、個人でいろいろデジカメに撮っとるけどもきれいにしたい、そういったもののDVDの作成でありますとか、ポスター、チラシ、テープ起こしあたりを地域コンテンツ事業としてやっております。

受託事業としましては、阿蘇市産山村施設の光関係の、光ケーブルの維持管理を指定管理ということで平成24年度から受託をしているところであります。

2ページに収支決算書ありますので、収入関係をまず説明したいと思います。

収入につきましては、当期収入ということで4億2,387万304円、これら対しまして当期の支出4億1,365万2,131円ということで、この金額から固定資産取得費等を引きますと、

実質的な、一番下の段になりますけれども、当期一般正味財産の増減 753 万 7,725 円、これが単年度の黒字ということでお願いをしたいと思います。

あと、こちらのほうにつきましては、それぞれ財務諸表が出ておりますので、説明につきましては省かせていただきたいと思います。

あと、全員協議会中で決算額と予算額、その差異について御質問がありました。私のほうでテレワークを通じて確認を行いましたけれども、あくまでも決算額が基本ですよ、予算額に対して決算額はいくらだった、だから差異ということでプラスマイナスが、予算額引く決算額イコール差異ということで確認をしましたので報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたが、書類の内容につきまして、質疑はありませんか。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） いろいろありますから、ちょっとお聞きしたいと思います。

産山村との関係ですね、さっき総務課長のほうでは産山村から受託をしておると。基本はテレワークセンターだと思いますけど。阿蘇市が本当いうと産山さんにどんだけ利益をもたらしているのかとか、ちょっとわかりましたら。本来は、産山独自ですれば相当のお金が必要だろうけれども。そういうところですね、ちょっと光ケーブルでとか、そういうことで、ちょっとわかりましたら。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） わかる範囲で答えさせていただきたいと思います。

まず、阿蘇市の光関係、2,233 名の方が現在加入されております。それに対しまして、産山村が 145 名の方が加入されております。光関係の費用等につきましては、阿蘇市は阿蘇市でテレワークセンターと指定管理者に基づく契約を結んでおりますし、産山村については産山村とテレワークセンターという形で契約を結んでおります。

大きな改修でありますとか事業が生じた場合はですね、例えば延長の案分でありますとか、面積、もしくは受益戸数等によって費用負担をお願いするようにしておりますので、そういった形で受益者の状況によってですね、修繕費でありますとか、そういった費用負担は行うようにしております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 会計表示の誤解といいますか、私たちというか、私としては、こういった書類関係はその日のうちにもらって、何分間かぱっと見て、どういうものかを判断しないといけないですよ。それで、会計基準としてはこれでいいということでもありますけれども、感覚的にですね、予算で、例えば 18 ページみたいに予算を立てとったけれども、それよりも収益が少ない、でもプラスで出ているというのはですね、感覚的につかみづらいですよ。やっぱり数分間で見て、その場で質問しないとイケない立場ですので、できれば

わかりやすい、会計基準、表示の基準でどちらでもいいというんだっただけですね、わかりやすい表現の仕方をしていただきたいと思います。そうしないと、要は予算から決算が悪くてマイナスになっているか、プラスになっているかをぱっと見て、マイナスが大きければですね、予算の立て方も含めて能力があるのかどうかを見ないといけないんですね。結果の損益が出ている、出てないだけでなく、そういったのも含めて何分間かで見ないといけませんので、議員がわかりやすい形の表示を、できればお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） いただきました御意見は、一応またテレワークのほうにも伝えてまいりたいと思いますし、予算から決算を引いて差異がどこだったということで、私どもも認識をしていたところでありますので、御意見は御意見として、テレワークのほうに話してまいりたいと思います。

なお、土地開発公社の分も、今ちょっと見ましたらそういった形になっておりますので、どちらみち決まりはないのかもしれませんが、一般的に税理士さんの世界ではですね、予算に対して決算はどうだった、それを見るために予算から決算を引いているんじゃないかなというふうな思いでおります。確認は入れます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案等の質疑はすべて終了しました。議案となっております議案第 47 号から議案第 58 号については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。よろしく御審議をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を散会いたします。

午後 2 時 12 分 散会